資料１－３

重点分野推進戦略専門調査会情報通信研究開発推進プロジェクトチーム運営要領（案）

平成１５年1月２４日
情報通信研究開発推進プロジェクトチーム

（プロジェクトチームの運営）
第１条　重点分野推進戦略専門調査会情報通信研究開発推進プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」と呼ぶ。）会合の議事手続その他プロジェクトチームの運営に関しては、法令、総合科学技術会議運営規則及び重点分野推進戦略専門調査会運営規則に定めるもののほか、この運営要領の規定するところによる。

（プロジェクトチーム座長）
第２条　プロジェクトチーム座長（以下「座長」と呼ぶ。）は、プロジェクトチームの事務を掌理する。
２　座長がプロジェクトチーム会合に出席できない場合は、あらかじめ座長の指名する議員又は重点分野推進戦略専門調査会の専門委員が、その職務を代理する。

（検討参加者の欠席）
第３条　プロジェクトチーム会合検討参加者（以下「検討参加者」と呼ぶ。）がプロジェクトチーム会合を欠席する場合は、代理人をプロジェクトチーム会合に出席させることはできない。
２　プロジェクトチーム会合を欠席する検討参加者は、座長を通じて、当該プロジェクトチーム会合に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

（公開）
第４条　プロジェクトチーム会合は原則として公開する。ただし、座長が会合を公開しないことが適当であるとしたときは、この限りではない。
２　前項ただし書きの規定によりプロジェクトチーム会合を公開しないこととした場合は、その理由を公表するものとする。

（審議内容等の公表等）
第５条　座長は、プロジェクトチーム会合における審議の内容等を、議事録の公表その他の適当な方法により公表する。ただし、座長が審議の内容等を公表しないことが適当であるとしたときは、その全部又は一部を非公表とすることができる。
２　前項ただし書きの規定により審議の内容等を公開しないこととした場合は、その理由を公表するものとする。

（雑則）
第６条　　この要領に定めるもののほか、プロジェクトチームに関し必要な事項は、座長が定める。